ホライズン・トラストー
南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託

運用報告書
（全体版）

作成対象期間

第 18 期

（自：2025年４月１日
至：2026年３月31日）

管理会社

UTI インターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、ホライズン・トラストー南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第18期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。
今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

ファンド形態	ケイマン籍オープン・エンド契約型外国投資信託
信託期間	ファンドは、早期に終了しない限り、2008年10月17日から150年後に終了する予定です。
繰上償還	ファンドは以下の場合に終了します。 (a) ファンドが違法となるか、または受託会社が管理会社と協議の上90日以上前の事前の書面通知をなすところの意見によれば、ファンドを継続することが非現実的であるか、不可能であるか、もしくは得策ではなく、または受益者の利益に反している場合。 (b) ファンドがそれに従い設立された補遺信託証書の日付から開始する150年の期間の満了時。 (c) ファンドを終了する旨のファンド決議が可決されたかまたは効力を生じた日。 (d) ファンドのすべての受益証券が買い戻された日。 (e) 受託会社および管理会社の絶対的裁量で、ファンドの終了が決議された日。 (f) 受託会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または受託会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり管理会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該受託会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。 (g) 管理会社が基本信託証書の条件に従って退任する意図を書面で通知した場合、または管理会社が強制的もしくは任意に解散した場合で、基本信託証書に定めるとおり受託会社が当該通知もしくは解散から90日以内に当該管理会社の後任に就任する旨を承諾する他の会社を任命できないか、または確保できない場合。 純資産価額が当初募集期間の満了時またはその後のいずれかの時点で300,000,000ランドを下回る場合、管理会社は、その絶対的裁量において、発行済みの受益証券の全部（一部ではありません。）を、評価日（ファンドに関して、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。かかる強制買戻しの日付またはその直前の日付に当たります。）に決定される買戻価格に、買戻しのために現金化されるファンドの当該投資対象の関連の評価日における公表された価値とその後それらが実際に現金化された際の実現価値の差額に関する調整額ならびにすべての発行済み受益証券の買戻しおよび関連ある場合はファンドの終了に関してもしくはこれに起因して受託会社が負担し、発生させまたは予期していたすべての税金および料金、費用、その他の経費、偶発債務、請求および要求に関する負債（負債の引当金を含みます。）の調整額を加減した金額で買い戻すことを決定することができます。
運用方針	ファンドは、STeFI（短期固定金利）３か月物短期金融市場指標に準拠する利回り（税および費用込み。１年間で測定されます。）の獲得を目標とします。ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求します。
主要投資対象	ファンドは、南アフリカの短期金融市場商品の範囲内で投資を行うことによりその投資目的を達成することを追求します。かかる資産には、銀行引受手形、社債、譲渡性預金、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定金利譲渡性預金、変動金利譲渡性預金、および約束手形を含みますが、これらに限られません。
ファンドの運用方法	管理会社は、ファンドの運用についてナインティワン・ガーンジー・リミテッド（以下「投資運用会社」といいます。）に委任しており、投資運用会社は、ファンドの運用について、さらにナインティワンSA（プロプライエタリ）リミテッドに委任します。

<table>
<tr><td>主な投資制限</td><td>ファンドに適用される投資制限のうち、主なものは以下のとおりです。ファンドに適用される投資制限は下記に限定されるものではありませんので、ご留意ください。
短期金融市場商品は、投資運用会社のクレジット委員会が選定した認定格付機関により投資適格と格付けされたものに制限されます。格付けクラスに対する総エクスポージャーは、以下のポートフォリオ比率に制限されます。
<table>
<tr><th>短期</th><th>長期</th><th>制限</th></tr>
<tr><td>ムーディーズP1（長期Aa3以上）
（または同等の格付け）</td><td>ムーディーズAa3以上
（または同等の格付け）</td><td>100%</td></tr>
<tr><td>ムーディーズP1（長期A1からA3）
（または同等の格付け）</td><td>ムーディーズA1からA3
（または同等の格付け）</td><td>40%</td></tr>
<tr><td>ムーディーズP2（または同等の格付け）</td><td>ムーディーズBaa3（または同等の格付け）</td><td>10%</td></tr>
</table>
単一の発行体に対するエクスポージャーもまた、商品の格付け（商品が格付けされない場合は発行体の格付け）に基づき、以下のポートフォリオ比率に制限されます。
<table>
<tr><th>短期</th><th>長期</th><th>制限</th></tr>
<tr><td>ムーディーズP1（長期Aa3以上）
（または同等の格付け）</td><td>ムーディーズAa3以上
（または同等の格付け）</td><td>25%</td></tr>
<tr><td>ムーディーズP1（長期A1からA3）
（または同等の格付け）</td><td>ムーディーズA1からA3
（または同等の格付け）</td><td>10%</td></tr>
<tr><td>ムーディーズP2（または同等の格付け）</td><td>ムーディーズBaa3（または同等の格付け）</td><td>2.5%</td></tr>
</table>
（※）本書作成時点において、上記格付会社が発表する南アフリカの国内格付（またはそれに類似する格付）が使用されております。当該格付は、国際比較を可能とするように意図されたものではありません。また、今後のファンド運用において必要と認められる場合には、予告なく当該格付以外の格付が使用されることがあります。
また、管理会社は、ファンドの資産の50%超が日本国金融商品取引法第２条第１項に定義される「有価証券」に投資されるよう維持しなければなりません。
ファンドは特化型運用を行います。このため、日本証券業協会の規則に定める一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの純資産価額に対する比率は、原則としてそれぞれ35%、総額で35%以内とします。</td></tr>
<tr><td>分配方針</td><td>G.A.S.（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）は、管理会社の助言に基づき、各取引日(注)にファンドに関する分配を宣言することを意図します。分配は、受益証券１口当たり純資産価格が当該取引日に閾値（受益証券１口当たり0.01ランド）を上回る場合にのみ宣言されます。分配に利用できる金額は、管理事務代行会社が受益証券１口当たり純資産価格を計算することにより各取引日に決定されます。ファンドから分配される受益証券１口当たりの金額は、関連の取引日に受益証券１口当たり純資産価格を閾値に相当する金額まで減額するのに必要な金額とします。分配は、各取引日の最後に終了する関連する市場における営業の終了の直前、または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定する当該日におけるその他の時点に宣言されたとみなされます。
分配は、投資者から申込金が受領される日付から毎日発生します。したがって、受益者は、決済日に宣言される分配を受領する権利を有します。分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配（源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金（もしあれば）を控除したもの）は、分配再投資日に決定される受益証券１口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資されます。
（注）「取引日」とは、各営業日および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいい、「営業日」とは、ファンドに関して、ニューヨーク、南アフリカ、アイルランド、英国および日本において銀行が営業を行っている日（土曜日および日曜日を除きます。）および／または管理会社が受託会社と協議の上で随時決定するその他の日をいいます。</td></tr>
</table>

Ⅰ．運用の経過等

（１）当期の運用の経過および今後の運用方針

■１口当たり純資産価格等の推移について

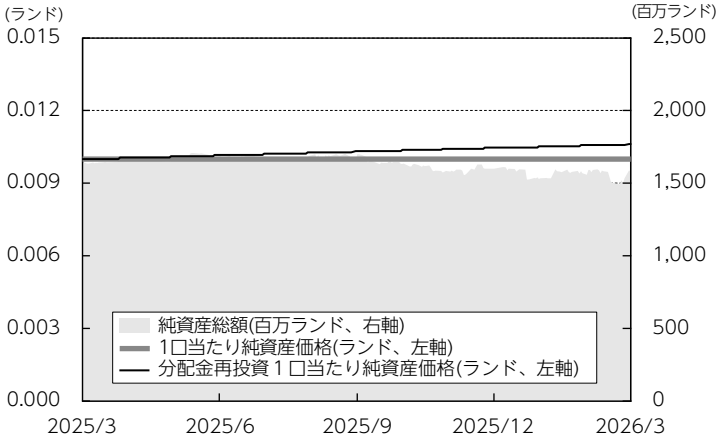

第17期末の１口当たり純資産価格	0.01ランド
第18期末の１口当たり純資産価格	0.01ランド
第18期中の１口当たり分配金合計額	0.00060908ランド
騰落率	6.26％

（注１）騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。
（注２）１口当たり分配金合計額は、税引前の１口当たり分配金の合計額を記載しています。以下同じです。
（注３）分配金再投資１口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。以下同じです。
（注４）分配金再投資１口当たり純資産価格は、第17期末（2025年３月末日）の１口当たり純資産価格を起点として指数化しています。
（注５）ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
（注６）ファンドにベンチマークは設定されていません。
（注７）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入しています。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入しています。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

■１口当たり純資産価格の主な変動要因

当期のファンドのリターンはSTeFI（短期固定金利）３か月物短期金融市場指標を上回りました。

当期を通じて、ポートフォリオの運用実績は、金利見通しの推移に沿った長期債とスプレッド商品の機動的な銘柄構成によって支えられました。当期期初には、利回りが高止まりしていた長期債を柱に、スプレッドの水準に投資妙味のある変動利付債（FRN）を厳選して組み入れたことがプラスに寄与しました。当該ポジションがその後、スプレッドの縮小に伴いプラスの効果を発揮したからです。一方、SARBによるレポ金利の引き下げを受けて、オーバーナイト預金および短期預金へのエクスポージャーがマイナスに寄与し、リターンの一部を相殺しました。

その後、固定金利の１年物の譲渡性預金（NCD）が大きく値上がりし、６月に7.66％だった利回りが12月に7.10％まで低下しました。これは市場が金融緩和を織り込んだことに因りますが、SARBによる金利の据え置きを受けて利下げ観測がやや後退した９月には市場の変動局面も見られました。

第４四半期には、イランを巡る紛争やエネルギー価格の上昇に起因するインフレ懸念の高まりを中心とする世界的な地政学上の動向により金利の見通しが動いたため、こうした傾向は反転しました。NCDの利回りが３月に7.73％に急騰し、それまで利下げ観測を織り込んでいた市場は利上げの可能性を認識しました。

全体的に、ポートフォリオは金利の激しい変動を乗り切りました。高利回りやスプレッド資産を組み入れて期初に利益を上げた後、インフレリスクの上昇や引締政策の見通しが強まったこと等のマクロ経済環境の変化に応じて構成銘柄を調整しました。

■分配金について

当期（2025年４月１日～2026年３月31日）の各月の再投資日に再投資された１口当たり分配金（税引前）はそれぞれ以下のとおりです。

（金額：ランド）

再投資日	１口当たり純資産価格	１口当たり分配金額 （対１口当たり純資産価格比率（注））
2025年４月25日	0.01	0.00005346 （0.53％）
2025年５月29日	0.01	0.00005327 （0.53％）
2025年６月27日	0.01	0.00005411 （0.54％）
2025年７月30日	0.01	0.00005395 （0.54％）
2025年８月28日	0.01	0.00004912 （0.49％）
2025年９月29日	0.01	0.00005300 （0.53％）
2025年10月30日	0.01	0.00005111 （0.51％）
2025年11月26日	0.01	0.00004614 （0.46％）
2025年12月24日	0.01	0.00005152 （0.51％）
2026年１月29日	0.01	0.00004941 （0.49％）
2026年２月26日	0.01	0.00004403 （0.44％）
2026年３月30日	0.01	0.00004996 （0.50％）

（注）「対１口当たり純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。
対１口当たり純資産価格比率（％）＝100×a／b
a＝当該再投資日における１口当たり分配金額
b＝当該再投資日における１口当たり純資産価格＋当該再投資日における１口当たり分配金額

■投資環境について

2025年４月から2026年３月までの期間においては、金融政策を巡る予測の方向性の変化や財政を巡る懸念の高まり、地政学的リスクの増大とが相俟って、世界の債券市場のボラティリティを押し上げました。米国では、2025年第２四半期に米国国債のイールドカーブがスティープ化しました。政府債務の増加への懸念や減税の継続、ムーディーズによる米国の信用格付の引下げを背景に長期国債利回りが上昇した一方で、米連邦準備制度理事会（以下「FRB」といいます。）が軟調な経済指標を理由に緩和姿勢を強めたことで短期国債利回りが低下したためです。

その後は労働市場が冷え込み、インフレ上昇圧力が当初の予想を下回るなど、米国経済が一段と減速していることを経済指標が示唆しました。関税問題によるインフレ上昇への影響が想定より弱く、FRBが金融緩和を開始する下地が生まれました。FRBは2025年９月の0.25％の利下げを皮切りに、10月と12月にも追加利下げを行い、2025年末までに合計0.75％の利下げを行いました。年末にかけては、利下げ観測が一段と織り込まれる中で短期債利回りが長期債利回り以上に低下し、イールドカーブがさらに急勾配化しました。一方、米国政府機関の閉鎖や経済指標の公表の延期、今後のFRB議長の人事を巡る思惑等を背景に、先を見通せない状況が続きました。

2026年第１四半期には、市場の動向が再び変化しました。インフレ率が安定し、労働市場が底堅い兆しを示唆した一方で、中東紛争を中心に地政学上の緊張が急激に高まり、リスク回避姿勢が世界的に広がりました。これに伴う原油価格の急騰によりインフレリスクが見直され、FRBが引締姿勢に転じました。その結果、米国国債利回りが全年限で上昇し、2026年内の追加利下げ観測の後退を受けて短期債利回りが長期債よりも大きく上昇しました。

当期の南アフリカ債券市場は、世界各地からの影響と国内情勢とが相俟って形成されました。米ドル安や世界的な利回りの低下、投資家による持続的な資金流入を支えに、ランド建ての債券のパフォーマンスは2025年の大半を通じて堅調でした。南アフリカ国債10年物利回りは大幅に低下し、期初の10％超の水準から2025年末には8.2％まで低下しました。インフレ率が低位に抑えられたこと、国内外の投資家からの旺盛な需要に加え、南アフリカが金融活動作業部会（FATF）のグレーリストから除外されたことやスタンダード・アンド・プアーズ（S&P）がソブリン債の信用格付を引き上げたことが、こうした動きを支えました。

南アフリカ国内の経済環境は相対的に良好でした。インフレ率が当期を通じて十分に抑制された水準に留まり、南アフリカ準備銀行（以下「SARB」といいます。）が新たに採用した３％の目標水準に沿って推移しました。こうした状況を受けて2025年には段階的な金融緩和が行われましたが、SARBは経済成長の支援とインフレ予想を目標水準に繋ぎ留める必要性との間で均衡を図りながら、慎重な政策運営を続けました。家計消費や輸出活動に支えられて経済成長が緩やかな回復を示唆し、政府が財政赤字の縮小や債務残高の安定を見込む中、財政指標も改善しました。

ランドは2025年を通じて新興国通貨の中で極めて堅調に推移し、貴金属価格の上昇や対外収支の改善、継続的な資本流入を追い風に対米ドルで大幅に値上がりしました。一方、リスク回避姿勢が世界的に強まったことや、地政学上の緊張に伴う原油価格の値上がりが響いて、2026年初めにそれまでの上げ幅の一部を失いました。南アフリカ国債利回りも2026年第１四半期に上昇し、10年物利回りは９％超の水準まで上昇しました。また、SARBが金融緩和サイクルを一旦停止したことから、市場はインフレ上昇圧力が根強い場合に利上げが行われる可能性を織り込み始めました。

当期全体を通しては、金融緩和や新興国市場の好調なパフォーマンスを背景とする、概ね良好な2025年のディスインフレの環境から、地政学上の情勢の変化とそれがインフレおよび金利の見通しに及ぼす影響により先行き不透明感が強まり、変動が激しさを増した2026年初頭の市場環境へと移行しました。

■ポートフォリオについて

前記「１口当たり純資産価格の主な変動要因」をご参照下さい。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ.ファンドの経理状況 （３）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

イラン紛争は既に２か月目に入り、インフレ見通しに対する潜在的なリスクから、現実の対応を制約する要因へと変化しています。４月初旬の不安定な停戦合意により、当面は一定の安心感が生じていますが、その持続性はなお先行き不透明で、原油価格は期初の水準から大幅に値上がりしています。

この先紛争が再開し、ホルムズ海峡を巡る混乱が中期的に継続すれば、エネルギー・ショックがさらに拡大して燃料価格や食料価格が急騰しかねず、SARBが３％のインフレ目標の達成を目指す上での政策の舵取りが一段と難しくなります。中東紛争の行方は、南アフリカ国内のインフレ見通しと、SARBが今回のエネルギー・ショックによる影響をどの程度まで考慮せずにいられるかの二つを左右する、最も重要な変動要因であるため、引き続き今後の動向を注視しています。

今後も、投資方針にしたがって、ファンドの運用を続けてまいります。

（２）費用の明細

<table>
<tr><th>項　　目</th><th colspan="2">項目の概要</th></tr>
<tr><td>運用管理費用
（管理報酬等）</td><td>純資産総額の年率0.05％を上限とした額</td><td>ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行買戻し業務の対価</td></tr>
<tr><td>投資運用会社報酬</td><td>純資産総額の年率0.40％を上限とした額</td><td>ファンド資産の投資運用業務の対価</td></tr>
<tr><td>受託報酬</td><td><table><tr><td>固定報酬</td><td>170,000ランド</td></tr><tr><td>当初口座開設手数料</td><td>14,000ランド</td></tr><tr><td>非居住者預金口座開設手数料</td><td>14,000ランド</td></tr></table></td><td>ファンド資産の受託業務の対価</td></tr>
<tr><td>販売報酬</td><td>販売会社が申込人を斡旋した受益証券に帰属する純資産総額の当該部分の年率0.40％を上限とした額</td><td>ファンド証券の販売・買戻しの取扱業務の対価</td></tr>
<tr><td>管理事務代行報酬</td><td>ファンドの純資産総額のうち、次の区分による金額部分に、該当する年率を乗じて得た額の合計額（ただし、56万ランドを最低報酬額とします。）<table><tr><th>純資産総額</th><th>年率</th></tr><tr><td>10億ランド以下の部分</td><td>0.08％</td></tr><tr><td>10億ランド超20億ランド以下の部分</td><td>0.072％</td></tr><tr><td>20億ランド超の部分</td><td>0.064％</td></tr></table></td><td>ファンドの管理事務代行業務、登録事務代行業務および名義書換事務代行業務の対価</td></tr>
<tr><td>保管報酬</td><td>ファンドの純資産総額のうち、次の区分による金額部分に、該当する年率を乗じて得た額の合計額（ただし、14万ランドを最低報酬額とします。）<table><tr><th>純資産総額</th><th>年率</th></tr><tr><td>10億ランド以下の部分</td><td>0.02％</td></tr><tr><td>10億ランド超20億ランド以下の部分</td><td>0.018％</td></tr><tr><td>20億ランド超の部分</td><td>0.016％</td></tr></table></td><td>ファンド資産の保管業務の対価</td></tr>
<tr><td>代行協会員報酬</td><td>純資産総額の年率0.10％を上限とした額</td><td>受益証券１口当たり純資産価格の公表およびファンド証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社への交付等の代行協会員業務の対価</td></tr>
<tr><td>その他の費用（当期）</td><td>0.10％</td><td>監査報酬、法務費用および印刷費用ならびにその他の報酬および費用等</td></tr>
</table>

（注）各報酬については、目論見書に定められている料率を記しています。「その他の費用（当期）」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ．直近10期の運用実績

（１）純資産の推移

下記各会計年度末および第18会計年度中における各月末の純資産の推移は、以下の通りです。

	純資産総額		一口当たり純資産価格	
	ランド	百万円	ランド	円
第９会計年度末 (2017年３月末日)	1,390,011,237.00	13,539	0.01	0.0974
第10会計年度末 (2018年３月末日)	1,546,917,275.00	15,067	0.01	0.0974
第11会計年度末 (2019年３月末日)	1,645,071,388.00	16,023	0.01	0.0974
第12会計年度末 (2020年３月末日)	1,784,654,942.00	17,383	0.01	0.0974
第13会計年度末 (2021年３月末日)	1,697,243,862.00	16,531	0.01	0.0974
第14会計年度末 (2022年３月末日)	1,542,965,223.00	15,028	0.01	0.0974
第15会計年度末 (2023年３月末日)	1,487,294,673.00	14,486	0.01	0.0974
第16会計年度末 (2024年３月末日)	1,544,158,369.00	15,040	0.01	0.0974
第17会計年度末 (2025年３月末日)	1,640,992,487.00	15,983	0.01	0.0974
第18会計年度末 (2026年３月末日)	1,598,842,275.00	15,573	0.01	0.0974
2025年４月末日	1,655,273,772.06	16,122	0.01	0.0974
５月末日	1,668,836,485.83	16,254	0.01	0.0974
６月末日	1,683,358,454.58	16,396	0.01	0.0974
７月末日	1,660,393,941.43	16,172	0.01	0.0974
８月末日	1,688,676,660.57	16,448	0.01	0.0974
９月末日	1,698,409,991.00	16,543	0.01	0.0974
10月末日	1,635,793,691.93	15,933	0.01	0.0974
11月末日	1,583,163,839.78	15,420	0.01	0.0974
12月末日	1,600,570,761.85	15,590	0.01	0.0974
2026年１月末日	1,532,632,106.48	14,928	0.01	0.0974
２月末日	1,569,503,896.30	15,287	0.01	0.0974
３月末日	1,598,842,275.00	15,573	0.01	0.0974

（注１）会計年度末（３月末日）および半期末（９月末日）の純資産総額は、財務書類上の純資産価額を記載しており、取引目的のために計算された報告純資産価額とは異なることがあります。

（注２）ランドの円換算額は、2026年７月31日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ランド＝9.74円）によります。以下同じです。

（２）分配の推移

分配は、受益証券一口当たり純資産価格が当該取引日に閾値（受益証券一口当たり0.01ランド）を上回る場合にのみ宣言されます。

分配再投資日において、分配再投資日当日またはそれ以前のすべての宣言された発生済みかつ未払いの分配（源泉徴収税および受益者が居住する国で支払いが要求されるその他の税金（もしあれば）を控除したもの）は、分配再投資日に決定される受益証券一口当たり純資産価格における追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資されます。

下記は2026年３月末日までの１年間における前月最終取引日から各月最終取引日前日（分配再投資日）まで保有した場合に再投資された月次分配金の額（一口当たりの累計額）を表示しました。

最終取引日	一口当たり分配金	
	ランド	円
2025年４月30日	0.00005346	0.0005207004
５月30日	0.00005327	0.0005188498
６月30日	0.00005411	0.0005270314
７月31日	0.00005395	0.0005254730
８月29日	0.00004912	0.0004784288
９月30日	0.00005300	0.0005162200
10月31日	0.00005111	0.0004978114
11月28日	0.00004614	0.0004494036
12月30日	0.00005152	0.0005018048
2026年１月30日	0.00004941	0.0004812534
２月27日	0.00004403	0.0004288522
３月31日	0.00004996	0.0004866104

下記会計年度における上記月次分配金の単純合計は以下のとおりです。

計算期間	一口当たり分配金	
	ランド	円
第９会計年度	0.00065228	0.0063532072
第10会計年度	0.00062809	0.0061175966
第11会計年度	0.00060205	0.0058639670
第12会計年度	0.00060288	0.0058720512
第13会計年度	0.00032840	0.0031986160
第14会計年度	0.00030158	0.0029373892
第15会計年度	0.00049713	0.0048420462
第16会計年度	0.00072334	0.0070453316
第17会計年度	0.00070390	0.0068559860
第18会計年度	0.00060908	0.0059324392

（３）販売及び買戻しの実績

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は、以下の通りです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第９会計年度	45,160,579,574 (45,160,579,574)	35,114,107,439 (35,114,107,439)	139,001,091,663 (139,001,091,663)
第10会計年度	144,873,819,277 (144,873,819,277)	129,183,287,500 (129,183,287,500)	154,691,623,440 (154,691,623,440)
第11会計年度	75,236,791,178 (75,236,791,178)	65,421,334,118 (65,421,334,118)	164,507,080,500 (164,507,080,500)
第12会計年度	68,044,669,115 (68,044,669,115)	54,086,340,044 (54,086,340,044)	178,465,409,571 (178,465,409,571)
第13会計年度	56,892,263,113 (56,892,263,113)	65,633,427,714 (65,633,427,714)	169,724,244,970 (169,724,244,970)
第14会計年度	113,054,073,760 (113,054,073,760)	128,481,861,193 (128,481,861,193)	154,296,457,537 (154,296,457,537)
第15会計年度	135,020,106,713 (135,020,106,713)	140,587,176,068 (140,587,176,068)	148,729,388,182 (148,729,388,182)
第16会計年度	178,963,511,200 (178,963,511,200)	173,277,168,384 (173,277,168,384)	154,415,730,998 (154,415,730,998)
第17会計年度	201,862,921,165 (201,862,921,165)	192,179,540,862 (192,179,540,862)	164,099,111,301 (164,099,111,301)
第18会計年度	283,292,277,083 (283,292,277,083)	287,507,232,846 (287,507,232,846)	159,884,155,538 (159,884,155,538)

（注）（ ）内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（４）純資産額計算書

（2026年３月末日現在）

	ランド	千円 （ｄ．およびｅ．を除く。）
ａ．資産総額	1,624,972,352	15,827,231
ｂ．負債総額	26,130,077	254,507
ｃ．純資産総額（ａ－ｂ）	1,598,842,275	15,572,724
ｄ．発行済口数	159,884,155,538口	
ｅ．一口当たり純資産価格（ｃ／ｄ）	0.01	0.0974円

Ⅲ．ファンドの経理状況

ａ．ファンドの直近会計年度の日本文の財務書類は、国際会計基準審議会が公表したIFRS会計基準に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。（ただし、円換算部分を除く。）これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第５項ただし書の規定の適用によるものである。

ｂ．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー　エルエルピー（ケイマン諸島事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ｃ．ファンドの原文の財務書類は、ランドで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年７月31日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ランド＝9.74円）で換算されている。なお、円未満の金額は四捨五入されている。

受託会社に対する独立監査人の監査報告書

意見
私どもは、ホライズン・トラストのシリーズ・トラストである南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「ファンド」という。）の財務書類、すなわち、2026年３月31日現在の財政状態計算書、および同日をもって終了した事業年度の包括利益計算書、持分変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書、ならびに重要性のある会計方針およびその他の補足情報から構成される注記について、監査を行った。

私どもは、添付の財務書類が全ての重要な点において、国際会計基準審議会により発行されているIFRS会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）に準拠して、2026年３月31日現在のファンドの財政状態、ならびに同日をもって終了した事業年度の経営成績およびキャッシュ・フローを適正に表示しているものと認める。

意見の基礎
私どもは、国際監査基準（以下、「ISA」という。）に準拠して監査を実施した。当該基準に基づく私どもの責任は、私どもの報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」に記載されている。国際会計士倫理基準審議会が制定する職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下、「IESBA規程」という。）ならびにケイマン諸島における財務書類の監査に関連する倫理要件に準拠して、私どもはファンドからは独立しており、また当該要件およびIESBA規程に準拠して他の倫理責任を果たしている。私どもは、私どもが入手した監査証拠が、監査意見表明のための合理的な基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報
経営者は、その他の情報に責任を負う。その他の情報は、投資明細表（未監査）を含む情報で構成されているが、それに対する私どもの監査報告書は含まれない。

財務書類に対する私どもの意見は、その他の情報を対象としておらず、私どもは、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する私どもの責任は、その他の情報を通読し、通読の過程において当該その他の情報が、財務書類または私どもが監査の過程で得た知識と重要な相違があるかどうか、もしくは重要な虚偽表示がないかについて検討することである。私どもが実施した作業に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽表示があると判断した場合、私どもはその事実を報告することが求められている。この点に関して、私どもが報告すべき事項はない。

利用制限
本監査報告書は、契約条件に従って、機関としての受託会社に対してのみ作成されている。私どもの監査は、監査報告書において受託会社に対して表明することを求められる事項を受託会社に対して報告するために行っており、それ以外の目的には適合しないことがある。私どもは、私どもの監査、本監査報告書および私どもが形成した意見について、機関としての受託会社以外に対して責任を有しておらず負っていない。

経営者および財務書類のガバナンス責任者の責任
経営者は、IFRS会計基準に準拠して本財務書類を作成し、公正に表示する責任を有し、また不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能にするために必要な内部統制についても責任を有している。

本財務書類の作成において、経営者は、継続企業として存続するファンドの能力の評価、該当する場合における継続企業に関する事項の開示、また継続企業を前提とした会計基準を利用することについて責任を有する。但し、経営者がファンドを清算するか、業務を終了することを意図しているか、もしくはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除く。

ガバナンス責任者は、ファンドの財務報告プロセスの監視に関する責任を有する。

財務書類監査に関する監査人の責任

私どもの目的は、財務書類全体に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないことについて合理的な保証を得ること、および私どもの意見を含む監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高水準の保証であるが、ISAに準拠して実施された監査が常に、存在する重要な虚偽表示を発見することを保証しない。虚偽表示は、不正または誤謬から生じることがあるが、それらが個別または全体として、本財務書類を基礎として行われる利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合、それらは重要とみなされる。

ISAに準拠した監査の一環として、私どもは専門的な判断を行い、監査期間中、職業的専門家としての懐疑心を保持している。また私どもは以下のことを実施した。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽表示のリスクの特定および評価、当該リスクに対処する監査手続の設計および実施、私どもの意見の基礎を形成するための十分かつ適切な監査証拠の入手。不正により生じた重要な虚偽表示を発見できないリスクは、不正においては共謀、偽造、故意の脱漏、虚偽表示、または内部統制の無効化が関係しているため、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高い。
- その状況に応じて適切な監査手続を立案するための監査に関連する内部統制の理解。但し、これはファンドの内部統制の有効性に対する意見を表明するためのものではない。
- 経営者が採用した会計方針の適切性および経営者による会計上の見積りの合理性、ならびに関連開示事項の評価。
- 経営者が利用する継続企業を前提とした会計基準の適切性、および継続企業としてのファンドの能力に重要な疑義を生じさせる事象または状況に関して、重要な不確実性が存在するかどうかについて、入手した監査証拠に基づく判断。私どもが重要な不確実性が存在すると判断した場合、本財務書類での関連開示について私どもの監査報告書上注意喚起することが義務付けられており、もし当該開示が不適切である場合、私どもの監査意見を限定することが義務付けられている。私どもの結論は、私どもの監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づいている。しかし、将来の事象または状況により、ファンドの継続企業の前提が成立しなくなることがある。
- 財務書類全体としての表示、構成および内容の評価。これには、開示および財務書類が公正な表示の基礎となる取引および事象を示しているかどうかについての評価が含まれる。

私どもは、特に計画された監査の範囲および時期、ならびに監査期間中に私どもが認識した内部統制の重要な不備の有無など、重要な監査発見事項についてガバナンス責任者と協議した。

ケーピーエムジー　エルエルピー
2026年８月27日

KPMG LLP
P.O. Box 493
SIX Cricket Square
Grand Cayman KY1-1106
Cayman Islands
Tel +1 345 949 4800
Fax +1 345 949 7164
Web www.kpmg.com/ky

Independent Auditors' Report to the Trustee

Opinion

We have audited the financial statements of South African Rand Money Market Fund (the "Series Trust"), a series trust of Horizon Trust, which comprise the statement of financial position as at March 31, 2026, the statements of comprehensive income, changes in equity and cash flows for the year then ended, and notes, comprising material accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Series Trust as at March 31, 2026, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with IFRS Accounting Standards as issued by the International Accounting Standards Board ("IFRS Accounting Standards").

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing ("ISAs"). Our responsibilities under those standards are further described in the "*Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements*" section of our report. We are independent of the Series Trust in accordance with International Ethics Standards Board for Accountants International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) ("IESBA Code") together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in the Cayman Islands, and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements and the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other Information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the schedule of investments (unaudited), but does not include the financial statements and our auditors' report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Restriction on use

This report is made solely to the Trustee, as a body, in accordance with the terms of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trustee those matters we are required to state to the Trustee in an auditors' report and for no other purpose. We do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trustee, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

KPMG LLP, a Cayman Islands limited liability partnership and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

Document classification: KPMG Confidential

Responsibilities of Management and Those Charged with Governance for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with IFRS Accounting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Series Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Series Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Series Trust's financial reporting process.

Auditors' Responsibilities for the Audit of the Financial Statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Series Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Series Trust's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Series Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

KPMG LLP

August 27, 2026

（１）貸借対照表

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
財政状態計算書
2026年３月31日現在

	注記	2026年		2025年	
		（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
資産					
現金および現金同等物	11	516,112,757	5,026,938,253	559,000,000	5,444,660,000
損益を通じて公正価値により測定される金融資産	9,10	1,074,664,747	10,467,234,636	1,080,847,889	10,527,458,439
発行済資本受益証券に係る未収入金		31,278,028	304,647,993	11,841,488	115,336,093
その他債権	12	2,916,820	28,409,827	5,413,387	52,726,389
資産合計		**1,624,972,352**	**15,827,230,708**	**1,657,102,764**	**16,140,180,921**
負債					
副保管銀行に対する未払金	11	－	－	2,444,270	23,807,190
購入した投資に係る未払金		13,306,897	129,609,177	－	－
買戻資本受益証券に係る未払金		6,935,080	67,547,679	7,098,698	69,141,319
その他債務	13	5,888,100	57,350,094	6,567,309	63,965,590
負債合計		**26,130,077**	**254,506,950**	**16,110,277**	**156,914,098**
資本					
資本受益証券	14	1,598,841,556	15,572,716,755	1,640,991,114	15,983,253,450
利益剰余金		719	7,003	1,373	13,373
資本合計	17,19	**1,598,842,275**	**15,572,723,759**	**1,640,992,487**	**15,983,266,823**
資本および負債合計		**1,624,972,352**	**15,827,230,708**	**1,657,102,764**	**16,140,180,921**

添付の注記は、本財務書類の不可欠な部分である。

受託会社代理署名

〔署名〕　　〔署名〕

日付：2026年８月27日

（２）損益計算書

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
包括利益計算書
2026年３月31日に終了した事業年度

	注記	2026年		2025年	
		（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
投資収益					
現金および現金同等物に係る受取利息		235,787	2,296,565	417,708	4,068,476
損益を通じて公正価値により測定される負債証券に係る利息収益		119,888,461	1,167,713,610	129,531,116	1,261,633,070
損益を通じて公正価値により測定されない金融資産に係る利息費用		(1,290,492)	(12,569,392)	(939,520)	(9,150,925)
損益を通じて公正価値により測定される金融資産に係る純利益	15	35,224	343,082	12,889	125,539
投資収益合計		**118,868,980**	**1,157,783,865**	**129,022,193**	**1,256,676,160**
費用					
受託会社報酬	16, 17	(170,000)	(1,655,800)	(170,000)	(1,655,800)
管理事務代行会社報酬および保管報酬	16, 17	(2,121,604)	(20,664,423)	(2,169,821)	(21,134,057)
管理会社報酬	16, 17	(810,664)	(7,895,867)	(775,411)	(7,552,503)
投資運用会社報酬	16, 17	(6,516,056)	(63,466,385)	(6,258,418)	(60,956,991)
販売会社報酬	16	(6,526,321)	(63,566,367)	(6,272,459)	(61,093,751)
代行協会員報酬	16	(1,631,551)	(15,891,307)	(1,573,559)	(15,326,465)
法務費用および印刷費用		(845,535)	(8,235,511)	(1,312,504)	(12,783,789)
監査報酬		(658,147)	(6,410,352)	(589,040)	(5,737,250)
マイナス利回りによる費用		－	－	(74,004)	(720,799)
その他の報酬および費用		(156,161)	(1,521,008)	(150,153)	(1,462,490)
営業費用合計		**(19,436,039)**	**(189,307,020)**	**(19,345,369)**	**(188,423,894)**
当期純利益		**99,432,941**	**968,476,845**	**109,676,824**	**1,068,252,266**

添付の注記は、本財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
持分変動計算書
2026年３月31日に終了した事業年度

	資本受益証券		利益剰余金		合計	
	（ランド）	（円）	（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
2025年４月１日現在残高	**1,640,991,114**	**15,983,253,450**	**1,373**	**13,373**	**1,640,992,487**	**15,983,266,823**
当期純利益	－	－	99,432,941	968,476,845	99,432,941	968,476,845
発行済資本受益証券	2,832,922,771	27,592,667,790	－	－	2,832,922,771	27,592,667,790
買戻資本受益証券	(2,875,072,329)	(28,003,204,484)	－	－	(2,875,072,329)	(28,003,204,484)
分配金（注記18）	－	－	(99,433,595)	(968,483,215)	(99,433,595)	(968,483,215)
2026年３月31日現在残高	**1,598,841,556**	**15,572,716,755**	**719**	**7,003**	**1,598,842,275**	**15,572,723,759**
2024年４月１日現在残高	**1,544,157,321**	**15,040,092,307**	**1,048**	**10,208**	**1,544,158,369**	**15,040,102,514**
当期純利益	－	－	109,676,824	1,068,252,266	109,676,824	1,068,252,266
発行済資本受益証券	2,018,629,212	19,661,448,525	－	－	2,018,629,212	19,661,448,525
買戻資本受益証券	(1,921,795,419)	(18,718,287,381)	－	－	(1,921,795,419)	(18,718,287,381)
分配金（注記18）	－	－	(109,676,499)	(1,068,249,100)	(109,676,499)	(1,068,249,100)
2025年３月31日現在残高	**1,640,991,114**	**15,983,253,450**	**1,373**	**13,373**	**1,640,992,487**	**15,983,266,823**

添付の注記は、本財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
キャッシュ・フロー計算書
2026年３月31日に終了した事業年度

	2026年		2025年	
	（ランド）	（円）	（ランド）	（円）
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純利益	99,432,941	968,476,845	109,676,824	1,068,252,266
営業資産および負債の変動：				
損益を通じて公正価値により測定される金融資産の減少	6,183,142	60,223,803	223,745,560	2,179,281,754
副保管銀行に対する未払金の（減少）／増加	(2,444,270)	(23,807,190)	2,444,270	23,807,190
購入した投資に係る未払金の増加	13,306,897	129,609,177	－	－
その他債権の減少／（増加）	2,496,567	24,316,563	(3,481,264)	(33,907,511)
その他債務の（減少）／増加*	(625,150)	(6,088,961)	990,311	9,645,629
営業活動により得られたキャッシュ純額	118,350,127	1,152,730,237	333,375,701	3,247,079,328
財務活動によるキャッシュ・フロー				
資本受益証券の発行による収入	2,756,371,292	26,847,056,384	1,932,568,826	18,823,220,365
発行済資本受益証券に係る未収入金の増加	(19,436,540)	(189,311,900)	(4,177,390)	(40,687,779)
資本受益証券の買戻による支出	(2,875,072,329)	(28,003,204,484)	(1,921,795,419)	(18,718,287,381)
買戻資本受益証券に係る未払金の減少	(163,618)	(1,593,639)	(6,592,758)	(64,213,463)
受益者への分配金の支払	(22,882,116)	(222,871,810)	(23,616,113)	(230,020,941)
未払分配金の減少	(54,059)	(526,535)	(1,217,854)	(11,861,898)
財務活動により使用されたキャッシュ純額	(161,237,370)	(1,570,451,984)	(24,830,708)	(241,851,096)
現金および現金同等物の純変動額	(42,887,243)	(417,721,747)	308,544,993	3,005,228,232
現金および現金同等物の期首残高	559,000,000	5,444,660,000	250,455,007	2,439,431,768
現金および現金同等物の期末残高	**516,112,757**	**5,026,938,253**	**559,000,000**	**5,444,660,000**

補足情報：

損益を通じて公正価値により測定される負債証券に係る利息収益	93,387,717	909,596,364	131,895,735	1,284,664,459
現金および現金同等物に係る受取利息	246,688	2,402,741	415,122	4,043,288
現金および現金同等物に係る支払利息	－	－	(74,004)	(720,799)
損益を通じて公正価値により測定されない金融資産に係る利息費用	(1,290,492)	(12,569,392)	(939,520)	(9,150,925)

非資金財務活動に関する補足的な開示:

申込として再投資された受益者への分配金	76,551,479	745,611,405	86,060,386	838,228,160

* 財務活動である未払分配金を除く。

添付の注記は、本財務書類の不可欠な部分である。

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）
財務書類に対する注記
2026年３月31日に終了した事業年度

１．一般的情報

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド（以下、「当ファンド」という。）は、受託会社とUTIインターナショナル（シンガポール）プライベート・リミテッド（以下、「管理会社」という。）との間で締結された、2008年10月17日付の基本信託証書および補遺信託証書により設定されたホライズン・トラスト（以下、「当トラスト」という。）（ケイマン諸島のオープン・エンド型のアンブレラ型ミューチュアル・ファンド）のシリーズ・トラストである。当ファンドの別個のシリーズの受益証券が適宜発行される予定である。早期償還されなかった場合においては、当ファンドの受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズは、受益証券のそれぞれのクラスまたはシリーズについて、ファンドの補遺信託証書の発行から150年後に強制的に償還される。当ファンドは、2008年12月３日の初回申込日の後、2008年12月８日に運用を開始した。

当ファンドの投資目的は、STeFI３か月短期金融市場指標に準拠する利回り（手数料および税金を含み、１年間で測定される。）を目標とすることである。当ファンドは、南アフリカの一連の短期金融市場商品に投資することにより、その投資目的の達成を追求する。当該資産は、銀行引受手形、社債、譲渡可能預金証書、コマーシャル・ペーパー、短期国債、コール預金、定期預金、固定利付譲渡可能預金証書、変動利付譲渡可能預金証書および約束手形を含むが、それらに限定されるものではない。当ファンドの投資目的が達成される保証はない。

当ファンドは、2008年10月17日にケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法第４条第１項（ｂ）に基づき規制されるミューチュアル・ファンドとして登録され、同法の規定に従うことになる。2026年３月31日および2025年３月31日現在、当ファンドには従業員がいない。当ファンドの投資活動は、管理会社が管理している。

２．表示の基礎

準拠性に関する記載

本財務書類は、IFRS会計基準（以下、「IFRS」という。）に準拠して作成されている。本財務書類は、継続企業の前提に基づいて作成されている。

本財務書類は、当ファンドの機能通貨である南アフリカランド（以下、「ランド」という。）により表示されている。

「機能通貨」は、当ファンドが事業を行っている主たる経済環境の通貨である。主たる経済環境の指標が複合的である場合、受託会社の判断により基礎となる取引、事象および状況の経済効果を最も正確に示す機能通貨を決定する。当ファンドの主要な投資および取引は、ランド建てである。投資家による購入および償還は、純資産価額に基づいて決定され、ランドで受取および支払が行われる。費

用（受託会社報酬、管理事務代行会社報酬および保管報酬、投資運用会社報酬、販売会社報酬ならびに代行協会員報酬を含む）は、ランド建てであり、ランドで支払われる。したがって、受託会社は、当ファンドの機能通貨はランドであると決定した。

IFRSに準拠した財務書類の作成は、受託会社が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積りおよび仮定を行うことを要求している。見積りおよび関連する仮定は、その状況において適切と考えられる過去の経験およびその他様々な要因に基づいている。その結果は、その他の情報源からは容易に入手できない資産および負債の帳簿価額に関する判断を行うための基礎を形成する。実際の結果は当該見積りと異なる可能性がある。見積りおよびその基礎となる仮定は継続的に検討される。会計上の見積りの変更は、見積りが変更された期間に認識される。財務書類に重要な影響を及ぼすIFRSの適用における受託会社が行う判断、および翌事業年度に重要性のある調整が発生する重要なリスクを伴う見積りについては、注記10において説明されており、主に投資の公正価値の見積りおよび投資の公正価値ヒエラルキーのレベルを決定する際に適用される判断に関連している。

重要性のある会計方針の変更は注記４に記載されている。

３．測定の基礎

本財務書類は、以下の重要性のある項目を除き、取得原価に基づいて作成されている。

項目	測定の基礎
損益を通じて公正価値（FVTPL）により測定されるデリバティブ以外の金融商品	公正価値

４．重要性のある会計方針の変更

会計方針は、前事業年度から継続適用している。

５．発行済であるが未発効の会計基準

いくつかの新基準が2025年４月１日より後に開始される年次会計期間から発効し、早期適用が認められているが、当ファンドはこれらの新基準または改訂基準を本財務書類の作成に適用していない。

以下の新基準および改訂基準は、当ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼさないと見込まれている。

- 金融商品の分類および測定（IFRS第９号およびIFRS第７号の改訂）

IFRS第18号「財務諸表における表示および開示」

IFRS第18号はIAS第１号「財務諸表の表示」に置き換わるものであり、2027年１月１日以降開始する事業年度から適用される。この新会計基準では、以下の主な新しい要求事項が導入されている。

- 企業はすべての収益および費用を包括利益計算書において５つの区分、すなわち営業、投資、財務、非継続事業および法人所得税の区分に分類することを要求される。企業はまた、新たに

定義された営業利益小計を表示することを要求される。IFRS第18号の適用の結果、企業の純利益に変更はない。
- 経営者が定義した業績指標（以下、「MPM」という。）が財務諸表において単一の注記で開示される。
- 財務諸表における情報の集約方法に関して拡充された指針が提供されている。

また、すべての企業は、営業キャッシュ・フローを間接法で表示する際に、キャッシュ・フロー計算書の出発点として営業利益小計を使用することを要求される。

当ファンドは依然として、特に当ファンドの包括利益計算書、キャッシュ・フロー計算書およびMPMに要求される追加的な開示の構成に関して、この新会計基準の影響を評価している最中である。当ファンドはまた、現在「その他」として表示されている項目を含め、財務書類における情報の集約方法についての影響を評価している。

６．新基準、基準の改訂および解釈指針

2025年４月１日に開始した事業年度に発効した新基準、基準の改訂および解釈指針

IFRS会計基準のいくつかの改訂が当事業年度に発効しているが、当ファンドの財務書類に重要性のある影響を及ぼしていない。

７．重要性のある会計方針

当ファンドが適用している重要性のある会計方針で、本財務書類において表示されている全ての期間に継続的に適用している会計方針は以下のとおりである。

金融資産および金融負債

（ｉ）認識および当初測定

当ファンドは、FVTPLにより測定される金融資産および金融負債を、取引日に当初認識する。取引日とは、当ファンドが当該商品の契約条項の当事者となる日である。その他の金融資産および金融負債は、これらが開始された日に認識される。金融資産または金融負債は、公正価値、および金融資産または金融負債の取得または発行に直接起因する取引費用を加えた金額（FVTPLにより測定されない項目の場合）により当初測定される。

（ⅱ）分類および当初認識後の測定

金融資産の分類

当初認識時に、当ファンドは金融資産を、償却原価またはFVTPLにより測定として分類する。

金融資産は、以下の両方の条件を満たし、FVTPLにより測定として指定されない場合、償却原価により測定される。

・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することが目的のビジネスモデルにより保有されている。
・ 契約条件が特定の日に、元本および利息のみの支払（SPPI）であるキャッシュ・フローを発生させる。

当ファンドの他の全ての金融資産はFVTPLにより測定される。

ビジネスモデル評価

金融資産が保有されているビジネスモデルの目的を評価する際、事業がどのように管理されているかについて、以下を含む全ての関連する情報を考慮する。

・ 文書化された投資戦略および実際の当該戦略の実行。これには、投資戦略について、契約上の利息収益の稼得、特定の利率の側面の維持、金融資産のデュレーションと関連する負債のデュレーションもしくは予想キャッシュ・フローの一致、または資産の売却を通じたキャッシュ・フローの実現を重視しているかが含まれる。
・ ポートフォリオのパフォーマンスがどのように評価され、当ファンドの経営者に報告されているか。
・ ビジネスモデル（および当該ビジネスモデルにより保有されている金融資産）のパフォーマンスに影響を及ぼすリスク、およびそれらのリスクがどのように管理されているか。
・ 管理会社がどのような報酬を得ているか、例えば、報酬について管理下の資産の公正価値または回収した契約上のキャッシュ・フローに基づいているか。
・ 前事業年度における金融資産の売却の頻度、金額およびタイミング、当該売却の理由、ならびに将来の売却活動に関する予測。

認識中止の要件を満たさない取引に係る第三者への金融資産の移転は、この目的上売却とはみなされず、当ファンドが当該資産を引き続き認識することと整合する。

当ファンドは、当ファンドが２つのビジネスモデルを有していると結論付けた。

・ 回収目的のビジネスモデル：これには、現金および現金同等物、発行済資本受益証券に係る未収入金ならびにその他債権が含まれる。当該金融資産は、契約上のキャッシュ・フローを回収するために保有されている。
・ その他のビジネスモデル：これには、負債証券および利息債権が含まれる。これらの金融資産は、公正価値に基づいて管理およびパフォーマンス評価が行われており、売却が頻繁に行われている。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIかどうかの評価

当該評価の目的上、「元本」は当該金融資産の当初認識時の公正価値と定義される。「金利」は貨幣の時間的価値、特定の期間に未払残高となっている元本金額に関連した信用リスク、その他の基本的な貸付リスクおよび費用（例えば、流動性リスクおよび管理費用）ならびに利幅の対価と定義される。

契約上のキャッシュ・フローがSPPIであるかどうかを評価する際、当ファンドは当該商品の契約条件を考慮する。これには、当該金融資産がこの条件に適合しない契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更する可能性のある契約条件を含んでいるかどうかの評価が含まれる。当該評価にあたり、当ファンドは以下を考慮する。

－キャッシュ・フローの金額または時期を変更する偶発事象。

－レバレッジ特性。

－期限前返済および期限延長の特性。

－当ファンドの特定の資産からのキャッシュ・フローに対する請求権を制限する条項（例えば、ノンリコース特性）。

－貨幣の時間的価値の対価を変更する特性（例えば、利率の定期的な再設定）。

財政状態計算書の科目の、IFRS第９号において定義される金融商品の区分との調整については、注記８を参照のこと。

再分類

金融資産は、当ファンドが金融資産を管理するビジネスモデルを変更しない限り、当初認識の後には再分類されない。当ファンドが金融資産を管理するビジネスモデルを変更した場合、全ての影響を受ける金融資産は、ビジネスモデルの変更後の最初の事業年度の初日に再分類される。

金融資産の当初認識後の測定

FVTPLにより測定される金融資産

当該資産は、当初認識後、公正価値により測定される。受取利息および／または費用ならびに為替換算損益を含む純損益については、包括利益計算書における利益または損失として認識されている。負債証券が当該区分に含まれている。

償却原価により測定される金融資産

当該資産は、当初認識後、実効金利法を用いて償却原価により測定される。利息収益、為替換算損益および減損については、包括利益計算書において純損益で認識される。認識中止に係る利益または損失も、損益として認識される。現金および現金同等物、発行済資本受益証券に係る未収入金ならびにその他債権はこのカテゴリーに含まれる。

金融負債－分類、当初認識後の測定および損益

金融負債は、償却原価またはFVTPLにより測定に分類される。

金融負債は、トレーディング目的保有に分類される場合、デリバティブである場合、または当初認識時にFVTPLにより測定に指定された場合、FVTPLにより測定に分類される。FVTPLにより測定される金融負債は、公正価値により測定され、利息費用を含む純損益は、損益として認識される。2026年３月31日および2025年３月31日現在、当ファンドはFVTPLにより測定に分類される金融負債を保有していなかった。

その他の金融負債は、当初認識後には実効金利法を用いて償却原価により測定される。利息費用および為替換算損益は、損益として認識される。認識中止に係る利益または損失も、損益として認識される。償却原価により測定される金融負債には、副保管銀行に対する未払金、購入した投資に係る未払金、買戻資本受益証券に係る未払金およびその他債務が含まれる。

（iii）公正価値測定

「公正価値」とは、測定日において、市場参加者間での秩序だった取引において、またはそのような取引がない場合は当ファンドが当該日において参照可能な最も有利な市場において、資産を売却するために受取る、または負債を移転するために支払う価格である。負債の公正価値には、債務不履行リスクが反映される。

該当する場合は、当ファンドは商品の公正価値を当該商品の活発な市場における相場価格を用いて測定する。市場は、該当する資産または負債に関する取引が十分な頻度と取引量によって行われ、継続的に価格情報を提供する場合、「活発」とみなされる。当ファンドは、活発な市場における相場価格のある商品を仲値により測定している。これは、当該価格が出口価格の合理的な水準を提供するためである。活発な市場における相場価格が存在しない場合、当ファンドは関連する観察可能なインプットの使用を最大化し、観察不能なインプットの使用を最小化する評価手法を用いる。選択される評価手法には、市場参加者が取引の価格設定を行う際に考慮する全ての要素が組み込まれている。当ファンドは、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替を、当該変更が生じた事業年度の期末に認識している。

（iv）償却原価測定

金融資産または金融負債の「償却原価」は、金融資産または金融負債が当初認識時に測定された金額から元本返済を控除し、当初の金額と満期金額との差額について実効金利法を用いて算定された累積償却金額を控除または加算し、金融資産については貸倒引当金を調整した金額である。

（v）減損

当ファンドは、償却原価により測定される金融資産の予想信用損失（ECL）に対して、貸倒引当金を認識している。

当ファンドは貸倒引当金について、12か月ECLにより測定される以下の項目を除き、残存期間のECLに相当する金額により測定する。

- 報告日現在において、信用リスクが低いと判断された金融資産
- 信用リスク（すなわち、資産の予想残存期間にわたりデフォルトが発生するリスク）が当初認識時から大幅に増加していないその他の金融資産

金融資産の信用リスクが当初認識時から大幅に増加しているかどうかを判断する際、およびECLを見積る際、当ファンドは適切かつ過度の費用または労力なしに利用可能な、合理的かつ裏付のある情報を考慮する。これには、当ファンドの過去の経験および十分な情報に基づいた信用評価に基づき、かつ見込のある情報を含む定量的および定性的両方の情報および分析が含まれる。

当ファンドは、金融資産が30日以上遅延となった場合、当該金融資産の信用リスクが大幅に増加したとみなしている。

当ファンドは、以下の場合、金融資産がデフォルト状態にあるとみなしている。

- 担保（保有している場合）の現金化などの措置を講ずることなく、借手が当ファンドに対して信用債務の全額を支払う可能性が低い、および／または、
- 当該金融資産が90日超遅延である。

当ファンドは、取引相手の信用格付が、グローバルで認知されている「投資適格」の定義に相当する場合、金融資産の信用リスクが低いとみなしている。

短期金融市場商品は、投資運用会社の信用委員会により選定された認定信用格付機関によって投資適格と格付されたものに限定されている。各格付クラスに対するエクスポージャー合計は、以下のようにポートフォリオの一定割合に制限される。

短期	長期	限度
ムーディーズP1（かつ長期Aa3以上）（または同等の格付）	ムーディーズAa3以上（または同等の格付）	100%
ムーディーズP1（かつ長期A1からA3）（または同等の格付）	ムーディーズA1からA3（または同等の格付）	40%
ムーディーズP2（または同等の格付）	ムーディーズBaa3（または同等の格付）	10%

単一の発行体に対するエクスポージャーは、商品の格付（または商品が格付されていない場合は発行体の格付）に応じて、以下のようにポートフォリオの一定割合に制限される。

短期	長期	限度
ムーディーズP1（かつ長期Aa3以上）（または同等の格付）	ムーディーズAa3以上（または同等の格付）	25%
ムーディーズP1（かつ長期A1からA3）（または同等の格付）	ムーディーズA1からA3（または同等の格付）	10%
ムーディーズP2（または同等の格付）	ムーディーズBaa3（または同等の格付）	2.5%

残存期間のECLとは、金融商品の予想残存期間において発生する可能性のある全てのデフォルトから生じるECLである。12か月ECLとは、報告日後12か月以内（または、当該商品の残存期間が12か月未満の場合はそれよりも短い期間）に発生する可能性があるデフォルトから生じるECLの部分である。ECLを見積る際に考慮される最長期間は、当ファンドが信用リスクに晒される最長契約期間である。

ECLの測定

ECLは信用損失の発生可能性を加重平均した見積りである。信用損失は、全ての現金不足額（すなわち、契約にしたがって支払う義務のあるキャッシュ・フローと、当ファンドが受取ると見込まれるキャッシュ・フローとの差額）の現在価値として測定される。ECLは当該金融資産の実効金利により割引かれる。

信用減損の生じている金融資産

各報告日現在において、当ファンドは償却原価により計上されている金融資産の信用減損が生じているかどうかを評価する。金融資産は、当該金融資産の見積将来キャッシュ・フローに悪影響を及ぼす１つ以上の事象が発生している場合、「信用減損が生じている」。

金融資産に信用減損が生じている証拠として、以下の観察可能なデータが含まれる。

- 借手または発行体の著しい財政的困難
- デフォルトまたは90日超遅延などの契約違反
- 借手が倒産またはその他の財政的再編を行う可能性が高い

財政状態計算書上におけるECL引当金の表示

償却原価により測定される金融資産に対する貸倒引当金は、当該資産の帳簿価額総額から控除される。

貸倒償却

当ファンドが金融資産の全額または一部を回収する合理的な見込がないと判断した場合、金融資産の帳簿価額総額は償却される。

（vi）認識中止

当ファンドは、約定日会計を用いて金融資産の通常の方法による売却の認識を中止している。当ファンドは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する場合、または金融資産の所有に関するリスクおよび報酬の実質的全てが移転される取引において、または当ファンドが所有に関するリスクおよび報酬の実質的全てを移転も留保もせず、当該金融資産の支配を維持しない取引において、契約上のキャッシュ・フローを受取る権利を移転する場合、金融資産の認識を中止する。

金融資産の認識中止において、資産の帳簿価額（または資産の認識中止された部分に配分された帳簿価額）と受取った対価（取得した新たな資産から引き受けた新たな負債を控除した額を含む）との差額が損益により認識される。当該移転された金融商品における、当ファンドが生成または留保した持分は、別の資産または負債として認識される。

当ファンドは、財政状態計算書上で認識している資産を譲渡するが、当該譲渡資産またはその一部のリスクおよび経済価値の全てまたは実質的に全てを留保する取引を行う可能性がある。リスクおよび経済価値の全てまたは実質的に全てが留保される場合、譲渡された資産の認識は中止されない。リスクおよび経済価値の全てまたは実質的に全てが留保される資産の譲渡には、売却および買戻し取引

が含まれる。

当ファンドは、契約上の義務が履行された、取り消された、あるいは失効していた場合、金融負債の認識を中止する。金融負債の認識中止において、消滅した帳簿価額と支払った対価（移転された非現金および引き受けた負債を含む）との差額が損益により認識される。

（vii）金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺するための法的拘束力のある権利が現在存在し、かつ、純額により決済する、または資産の実現および負債の決済を同時に行う意思がある場合に限り相殺され、財政状態計算書上純額で報告される。通常、マスター・ネッティング契約は、これには該当せず、関連する資産および負債が財政状態計算書において総額表示される。2026年３月31日および2025年３月31日現在、当ファンドはマスター・ネッティング契約の対象ではない。

FVTPLにより測定される金融商品に係る収益および費用ならびに為替換算損益は純額表示される。

外貨

当ファンドの財務書類に含まれる項目は、当ファンドが事業を行っている主たる経済環境の通貨（以下、「機能通貨」という。）、すなわちランドを用いて測定されている。有価証券取引は、当該取引の売買日に財務書類に計上される。有価証券がランド以外の通貨建ての場合、取引は、売買日の営業終了時点における実勢為替レートによりランドに換算される。外貨建の貨幣性資産および負債は期末日現在の実勢為替レートによりランドに換算される。公正価値で計上される外貨建の非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定された日の為替レートによりランドに再換算される。

換算から発生する為替差異は、FVTPLにより測定される金融資産に係る純利益／（損失）の構成項目として認識され、当該事業年度の包括利益計算書に含められるFVTPLにより測定される金融資産から発生した為替差異を除き、純為替差損益として純損益で認識される。

現金および現金同等物／副保管銀行に対する未払金

G.A.S.（ケイマン）リミテッドは受託会社として保管銀行を指名し、保管銀行はブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下、「BBH」という。）をその副保管銀行（以下、「副保管銀行」という。）に指名した。保管銀行は、銀行として現金を預かっており、当座借越額は副保管銀行に対する未払金として開示されている。現金および現金同等物は、満期まで３か月以内の現金および預金から構成されている。副保管銀行に対する未払金は、３か月以内に満期の到来する現金で構成されている。

現金および現金同等物に係る受取利息

現金および現金同等物に係る受取利息は、実効金利法を用いて会計処理される。金利の利回りがマイナスの場合、その結果としての費用は、包括利益計算書の中で、マイナス利回りによる費用として表示される。当該費用は、実効金利法を用いて会計処理される。

公正価値により測定される負債証券に係る利息収益

FVTPLにより測定されるデリバティブ以外の金融資産に係る利息収益を含む、負債証券からの利息収益は、実効金利法を用いて純損益で認識される。実効金利は、金融商品の予想残存期間（または、適切な場合はそれよりも短い期間）にわたる見積られた将来現金支払額および受取額を、当該金融商品の当初認識時の帳簿価額に正確に割引く金利である。実効金利を計算する際に、当ファンドは金融商品の全ての契約条件を考慮して将来キャッシュ・フローを見積るが、将来の信用損失は考慮しない。受取利息または利息債権、および支払利息または利息債務は、それぞれ利息収益および利息費用として純損益で認識される。負債証券に係る利息収益は、徴収され還付されない源泉税控除前の総額で認識される。

FVTPLにより測定されない金融資産に係る利息費用

FVTPLにより測定されない金融資産に係る利息費用は、実効金利法を用いて純損益で認識される譲渡性預金に係る利息から構成される。

費用

費用は発生主義により計上される。

購入した投資に係る未払金

購入した投資に係る未払金は、購入したが、財政状態計算書の日付においてまだ決済されていない投資に係る未払金である。

税金

ケイマン諸島の現行法においては、当トラストが支払うべき所得税、遺産税、法人税、キャピタル・ゲイン、または他のケイマン諸島の税金はない。当トラストは、信託法セクション81（2020年改訂）にしたがって、2008年から50年間、当該税金が制定された場合でも、それらの税金を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督より受取っている。結果として、財務書類において税金費用が計上されていない。当ファンドは、一定の利息、配当およびキャピタル・ゲインに係る外国源泉税の対象となる場合がある。未払法人所得税を決定する際に、当ファンドは関係税務当局による調査を想定して税務債務について、発生する可能性の方が高い不確実な税務ポジションの引当を行う。引当金額は、最も可能性の高い支払金額または支払金額の予想値のうち、特定の状況においてより正確な予想を提供するいずれかの方法による。

分配方針

受託会社は、管理会社の助言に従い、各取引日において当ファンドに関する分配を宣言することができる。分配は、受益証券１口当たり純資産価格が、当該取引日に0.01ランド（基準値）を超えた場合においてのみ宣言されるものとする。分配可能金額は、各取引日において受益証券１口当たり純資産価格を算定することにより、管理事務代行会社が決定するものとする。当ファンドから分配される受益証券１口当たりの金額は、関連する取引日の受益証券１口当たり純資産価格を基準値と同額に減額するために必要な金額とする。分配は、各取引日における最終の関連市場の営業終了直前、または管理会社が受託会社との協議の後随時決定する特定の日時に宣言されたとみなされる。受益証券１口

につき分配される金額が計算され、小数点第８位未満は四捨五入される。受益者に対して支払われる総額は0.01ランド未満について四捨五入される。全ての端数調整金額は、当ファンドに帰属することになる。

当ファンドの全ての受益者は、受益者が保有する受益証券口数に比例して、当ファンドが分配可能な分配金を請求する権利を有している。分配は、投資家から申込金を受領した日から毎日発生する。したがって、受益者は決済日に宣言された分配を受領する権利を有することになる。分配の再投資日において、分配の再投資日当日またはそれ以前に宣言された全ての発生済かつ未払の分配（源泉税および受益者の居住国において支払が要求されるその他の税金（存在する場合）を控除後）が、分配の再投資日に決定される受益証券１口当たり純資産価格による追加の受益証券の発行に対して自動的に再投資される。再投資における申込金の決済は、翌取引日に行われる。分配の再投資に関して支払われる初期手数料はない。また、端数の受益証券は発行されない。分配の再投資日以前に受益証券の買戻しを請求する受益者に対しては、買戻しが行われる受益証券に関する分配（受益証券が買戻される取引日当日を含み宣言されたもの）が、買戻代金と共に現金により支払われる。月末の取引日に受益証券の買戻しを請求する受益者は、関連する取引日に、当該受益証券（受益者の請求により買戻しが行われる受益証券に係る分配金により前回の分配の再投資日に発行された受益証券の一部を含む。）が買戻されるものとし、買戻代金が宣言された分配と共に支払われる。

未払分配金は、それが宣言された時点で持分変動計算書において認識される。

資本受益証券

当ファンドは、各受益者の選択により償還可能な資本受益証券を発行しており、当該受益証券はIAS第32号「金融商品－表示」（以下、「IAS第32号」という。）に基づいて資本に分類されている。資本受益証券の契約条件がIAS第32号に規定される厳格な基準を遵守できない内容に変更された場合、資本受益証券は、金融商品が当該基準を満たさなくなった時点で金融負債に振替られる。金融負債は、振替られた日において、金融商品の公正価値により測定される。

資本受益証券は、当ファンドの目論見書の付表に準拠して算定される取引用純資産価額の比例割合に相当する現金を対価として、当ファンドによる買戻しが可能である。

当ファンドが現金または別の金融商品により購入または買戻す契約上の義務を含むプッタブル金融商品は、以下の条件の全てを満たす場合は資本に分類される。

- 当ファンドが清算された場合、保有者が当ファンドの純資産の比例配分された持分を受取る権限を有する
- その他全てのクラスの商品に劣後する商品のクラスである
- その他全てのクラスの商品に劣後する商品のクラスの全ての金融商品が同一の特性を持つ
- 当ファンドが現金または別の金融資産により購入または買戻す契約上の義務は別として、当該商品は負債としての分類を必要とする他の特性を含まない

・ 存続期間にわたり当該商品に帰属する予想キャッシュ・フロー合計が、本質的に当該商品の存続期間にわたり、損益、認識された純資産の変動、または当ファンドの認識済・未認識純資産の公正価値の変動に基づく

当ファンドが発行する受益証券の１つのクラスがこれらの条件に該当するため、資本として分類されている。2026年３月31日現在、資本に分類されたファンドの純資産は、1,598,842,275ランドであった（2025年：1,640,992,487ランド）。

８．金融資産および金融負債の分類

	強制的にFVTPLにより測定 （ランド）	償却原価により測定される金融資産 （ランド）	償却原価により測定される金融負債 （ランド）	合計 （ランド）
2026年				
現金および現金同等物	－	516,112,757	－	516,112,757
FVTPLにより測定される金融資産	1,074,664,747	－	－	1,074,664,747
発行済資本受益証券に係る未収入金	－	31,278,028	－	31,278,028
その他債権	－	2,916,820	－	2,916,820
	1,074,664,747	**550,307,605**	**－**	**1,624,972,352**
購入した投資に係る未払金	－	－	13,306,897	13,306,897
買戻資本受益証券に係る未払金	－	－	6,935,080	6,935,080
その他債務	－	－	5,888,100	5,888,100
	－	**－**	**26,130,077**	**26,130,077**
2025年				
現金および現金同等物	－	559,000,000	－	559,000,000
FVTPLにより測定される金融資産	1,080,847,889	－	－	1,080,847,889
発行済資本受益証券に係る未収入金	－	11,841,488	－	11,841,488
その他債権	－	5,413,387	－	5,413,387
	1,080,847,889	**576,254,875**	**－**	**1,657,102,764**
副保管銀行に対する未払金	－	－	2,444,270	2,444,270
買戻資本受益証券に係る未払金	－	－	7,098,698	7,098,698
その他債務	－	－	6,567,309	6,567,309
	－	**－**	**16,110,277**	**16,110,277**

９．金融商品および関連するリスク

当ファンドの金融商品から発生する主要なリスクの概要は、以下の通りである。

市場リスク

市場リスクは、保有する金融商品の将来の価格に関する不確実性から発生する。これは、価格が変動する中で、市況の動向から当ファンドが被る可能性がある潜在的損失を示している。市場リスクは、価格リスク、通貨リスクおよび金利リスクの３つのリスクから構成されている。

価格リスク

価格リスクは、個々の投資資産、もしくはその発行者、または市場で取引されるすべての商品に影響を及ぼしている要因によって生じたかどうかにかかわらず、市場価格の変動（通貨リスクまたは金利リスクから発生したものを除く。）の結果、金融商品の価値が変動するリスクである。価格リスクは、管理会社がデュレーション、信用リスクおよび商品を分散したポートフォリオを構築することにより管理されている。

2026年３月31日現在、それぞれの投資価格が５％上昇し（2025年：５％）、その他変数が全て一定と仮定した場合、資本合計は、53,733,237ランド（純資産価額の3.36％）増加する（2025年：54,042,394ランド（純資産価額の3.29％））。５％下落した場合は、その他変数が全て一定とすれば、総資本に対して上記と同額で逆方向の影響が生じる。このような感応度分析は、測定が一定時点での計算であり、その日時点で計上されているポジションを反映し、必ずしも他の時点で保有されているリスク・ポジションを反映していないため、当ファンドが場合によっては保有している金融商品に内在するリスクを示さない可能性がある点に留意することが重要である。

通貨リスク

通貨リスクは、当ファンドの特定の資産が外貨建の有価証券およびその他に投資していることにより、当該資産の価値が為替レートの変動により、有利または不利な影響を受ける可能性があるというリスクである。

全ての投資ならびに現金および現金同等物は当ファンドの基準通貨建であるため、財政状態計算書および包括利益計算書が通貨の変動により重要な影響を受けることはない。したがって、感応度分析は行われていない。

金利リスク

金利リスクは、関連する金利が不利な方向に変動することにより当ファンドが被る可能性のある潜在的損失を示している。確定利付資産の価値は金利の増減により変動する可能性がある。

通常、金利が上昇すると、確定利付資産の価値は下落する傾向がある。逆に、金利が低下すると、確定利付資産の価値は上昇する傾向がある。確定利付資産の価値の変動の程度は、確定利付資産の満期や発行条件を含む、いくつかの要因に左右される。また金利変動は、当ファンドに代わり管理会社が購入するデリバティブ商品の価値や価格にも影響を及ぼす可能性がある。

当ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーの概要は、以下の通りである。以下、2026年３月31日における契約上の金利更新日または満期日のいずれか早いほうにより分類された当ファンドの資産および投資目的で保有する負債の公正価値を含んでいる。

資産	１か月未満（ランド）	１－３か月（ランド）	４－12か月（ランド）	確定利付（ランド）	無利息（ランド）	合計（ランド）
現金および現金同等物	－	－	－	516,112,757	－	516,112,757
FVTPLにより測定される金融資産	178,149,992	482,245,552	117,000,000	－	297,269,203	1,074,664,747
発行済資本受益証券に係る未収入金	－	－	－	－	31,278,028	31,278,028
その他債権	－	－	－	－	2,916,820	2,916,820
資産合計	**178,149,992**	**482,245,552**	**117,000,000**	**516,112,757**	**331,464,051**	**1,624,972,352**
負債						
購入した投資に係る未払金	－	－	－	－	13,306,897	13,306,897
買戻資本受益証券に係る未払金	－	－	－	－	6,935,080	6,935,080
その他債務	－	－	－	－	5,888,100	5,888,100
負債合計	－	－	－	－	**26,130,077**	**26,130,077**
金利感応度ギャップ合計	**178,149,992**	**482,245,552**	**117,000,000**	**該当なし**	**該当なし**	**該当なし**

当ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーの概要は、以下の通りである。以下、2025年３月31日における契約上の金利更新日または満期日のいずれか早いほうにより分類された当ファンドの資産および投資目的で保有する負債の公正価値を含んでいる。

資産	１か月未満（ランド）	１－３か月（ランド）	４－12か月（ランド）	確定利付（ランド）	無利息（ランド）	合計（ランド）
現金および現金同等物	－	－	－	559,000,000	－	559,000,000
FVTPLにより測定される金融資産	－	287,227,362	382,362,116	－	411,258,411	1,080,847,889
発行済資本受益証券に係る未収入金	－	－	－	－	11,841,488	11,841,488
その他債権	－	－	－	－	5,413,387	5,413,387
資産合計	**－**	**287,227,362**	**382,362,116**	**559,000,000**	**428,513,286**	**1,657,102,764**
負債						
副保管銀行に対する未払金	－	－	－	2,444,270	－	2,444,270
買戻資本受益証券に係る未払金	－	－	－	－	7,098,698	7,098,698
その他債務	－	－	－	－	6,567,309	6,567,309
負債合計	－	－	－	**2,444,270**	**13,666,007**	**16,110,277**
金利感応度ギャップ合計	－	**287,227,362**	**382,362,116**	**該当なし**	**該当なし**	**該当なし**

2026年３月31日現在の保有金融商品に基づけば、通期で変動金利が0.5%上昇し、その他変数が全て一定と仮定した場合、資本合計は、3,886,978ランド増加する（2025年：3,347,947ランド）。0.5%下落した場合は、その他変数が一定とすれば、同額で逆方向の影響が生じる。このような感応度分析は、測定が一定時点での計算であり、その日時点で計上されているポジションを反映し、必ずしも他の時点で保有されているリスク・ポジションを反映していないため、当ファンドが保有している金融商品に内在するリスクを示さない可能性がある点に留意することが重要である。

JIBARの公表は2026年末時点で終了すると見込まれている。管理会社は、2026年７月／８月を移行開始予定時期として、すべてのJIBAR参照商品をJIBARからZARONIAへ移行する手続を進めており、一部の銀行については2026年７月から移行を開始する準備が整っている旨をさらに報告している。本財務書類の署名時点において、既に複数の商品について移行が完了しており、2026年末までにすべての移行を完了する予定である。

流動性リスク

流動性リスクは、ボラティリティが高く財政が逼迫している場合、当ファンドが投資ポジションの規模を合理的な価格により迅速に修正することができないリスクである。

当ファンドは、容易に換金可能と見込まれる資産に投資しており、また、持分の純額の約５%の現金持ち越し残高を通常有していると見込まれる。当該残高は、既に把握している資金流出がある場合および市場が混乱している場合増額される。市場が混乱している場合、資産の現金化はより困難になる可能性がある。市場の混乱が観察される場合、それは管理会社によってモニタリングされ、管理会社が必要とみなす場合、管理会社はより満期の短い商品を保有し、現金持ち越し残高を増加させるよう試みる。受益者の償還条件の詳細については、注記14を参照のこと。

管理会社の意見では、2026年３月31日および2025年３月31日現在で当ファンドが保有していた資産および負債の大部分は、通常の環境下において１か月以内に換金または清算を行うことが可能なものである。当ファンドの全負債、および受益者の選択により全額が償還可能である当ファンドの全資本の契約上の満期は１か月未満である。

信用リスク

信用リスクは、取引相手先が当ファンドに対する契約条件に従った義務の履行をしなかった場合、当ファンドが計上する損失により測定される。当ファンドは、取引を行う当事者の信用リスクに晒されることになり、また、決済が不履行になるリスクを負うことになる。当ファンドは、十分な経験、知識および信用力を有する大手の契約相手先のみを選定している。全ての上場証券の取引は、認可されたブローカーを用いて引渡時の決済および支払が行われる。売却された証券の引渡は、ブローカーが支払を受取った時点においてのみ行われるため、不履行のリスクは最小限であると考えられる。購入時の支払は、ブローカーが証券を受取った時点において行われる。

オーバーナイト預金により保有されている現金は全て、一覧から選定された銀行において保有されている。銀行の破綻または支払不能によって、預金として保有している現金に関する当ファンドの権

利について遅延または制限される可能性がある。管理会社は、S&Pグローバルおよびムーディーズにより報告された、当該銀行一覧の信用格付を監視している。

2026年３月31日および2025年３月31日現在、信用リスクは当ファンドの投資に対する主要なリスクとみなされている。

受託会社のG.A.S.（ケイマン）リミテッドは、三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）を保管銀行（以下、「保管銀行」という。）に指名したが、同行のフィッチによる長期格付はＡ－である（2025年：Ａ－）。また、三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）は、BBHをその副保管銀行に指名した。現金および有価証券のいずれも最終的にBBHで保管しており、現金は銀行としてBBHに保管されている。当ファンドの全ての投資および現金は、当事業年度末においてはBBHで保管されており、フィッチによるBBHの信用格付はＡ＋である（2025年：Ａ＋）。BBHの破綻または支払不能によって、銀行に保管されている債券投資に関する当ファンドの権利は、遅延または制限される可能性がある。当ファンドの有価証券は、BBHにおいて保管銀行により分別管理方式により保管されている。したがって、保管銀行またはBBHが破綻または支払不能となった場合、当ファンド保有の有価証券は分別される。しかし当ファンドは、当ファンドの現金に関連して、BBHの信用リスク、または保管銀行やBBHが利用する預託先の信用リスクに晒されることになる。BBHまたは預託先が支払不能または破綻となった場合、当ファンドの現金保有高に関して、当ファンドはBBHまたは預託先の一般債権者として扱われることになる。格付の変更は全て管理会社に報告される。

以下の表は、信用格付別の、定期預金およびFVTPLにより測定される商品の投資比率による分布を示している。信用格付は、ムーディーズを参照して商品毎に管理会社により決定される。

	2026年３月31日現在			2025年３月31日現在	
	（ランド）	%		（ランド）	%
AAA	1,536,887,891	96.74	AAA	506,901,116	30.91
AA+	51,776,856	3.26	AA+	1,132,946,773	69.09
	1,588,664,747	**100.00**		**1,639,847,889**	**100.00**

2026年３月31日および2025年３月31日に終了した事業年度における、トレーディングにより達成された全ての投資利益および損失は、包括利益計算書の損益に計上されている。当ファンドが保有する全ての資産は信用リスクに晒されており、財政状態計算書に計上されているこれらの資産の帳簿価額は、期末現在における信用リスクへの最大エクスポージャーを示している。

ECLから発生する金額

現金および現金同等物、発行済資本受益証券に係る未収入金およびその他債権に係る減損は、12か月間の予想損失に基づいて測定されており、エクスポージャーの短期の満期までの期間を反映している。当ファンドは、取引相手先の外部信用格付に基づき、これらのエクスポージャーの信用リスクは低いとみなしている。

当ファンドは、これらのエクスポージャーの信用リスクの変化を、公表されている取引相手先の外部信用格付を監視することによってモニターしている。公表された格付が最新の状態を維持しているかどうかを判断するため、および公表された格付に反映されていない著しい信用リスクの増加が報告日現在において存在したかどうかを評価するために、当ファンドは取引相手先に関する入手可能な報道および規制当局の情報と共に、債券利回りの変化およびクレジット・デフォルト・スワップ価格をレビューすることによってこれを補完している。12か月間および残存期間のデフォルト確率は、それぞれの信用格付についてムーディーズが提供している過去の公表市場データに基づいている。デフォルト時損失率のパラメータは、通常、想定された50%の回収率を反映している。しかし、資産に信用減損が発生している場合、損失の見積りは予想キャッシュ・フロー不足額の個別評価および当初の実効金利に基づく。

現金および現金同等物、発行済資本受益証券に係る未収入金およびその他債権に係る減損引当金の金額は、2026年３月31日および2025年３月31日現在、財務書類に対して僅少とみなされ、ゼロで計上されている。

10. 金融商品の公正価値

次ページの表は、公正価値が以下に基づき分析される、公正価値により認識される金融商品を示している。

- レベル１：活発な市場における同一商品の（未調整の）公表相場価格
- レベル２：直接（価格など）または間接的（価格に由来）に観察可能なインプットに基づく評価手法。この区分には、活発な市場における類似商品に関する市場相場価格、活発とはみなされない市場における同一もしくは類似の商品の相場価格、あるいは全ての重要なインプットが直接または間接的に市場データから観察可能であるその他の評価手法を用いて評価された金融商品が含まれる。
- レベル３：重要な観察不能なインプットを用いた評価手法。この区分には、観察可能なデータに基づかないインプットを含む評価手法を用いた金融商品、および観察不能なインプットが当該商品の評価において重要な影響を持つ金融商品が含まれる。この区分には、類似商品の相場価格に基づき評価されるが、金融商品間の差異を反映させるために重要な観察不能な調整または仮定が必要である金融商品が含まれる。当ファンドはこの区分の商品を保有していない。

2026年３月31日現在	レベル１ （ランド）	レベル２ （ランド）	レベル３ （ランド）	合計 （ランド）
FVTPLにより測定される金融資産（利息債権を含む）				
譲渡性預金	50,080,511	534,122,548	－	584,203,059
変動利付譲渡可能預金証書に係る利息債権*	10,780,250	－	－	10,780,250
割引債	286,488,953	－	－	286,488,953
変動利付譲渡可能預金証書	106,093,629	87,098,856	－	193,192,485
	453,443,343	621,221,404	－	**1,074,664,747**

2025年３月31日現在	レベル１ （ランド）	レベル２ （ランド）	レベル３ （ランド）	合計 （ランド）
FVTPLにより測定される金融資産（利息債権を含む）				
譲渡性預金	33,044,936	－	－	33,044,936
変動利付譲渡可能預金証書に係る利息債権*	10,151,660	－	－	10,151,660
割引債	401,106,751	－	－	401,106,751
変動利付譲渡可能預金証書	636,544,542	－	－	636,544,542
	1,080,847,889	－	－	**1,080,847,889**

＊ 譲渡性預金の利息を含む。年間を通じて、レベル間の振替はなかった（2025年：なし）。

同一の債券について、測定日に活発な市場における相場価格が入手可能な場合、その価格を用いる（レベル１の測定）。当ファンドは、活発な市場における相場価格のある商品を仲値により測定している。これは、当該価格が出口価格の合理的な水準を提供するためである。その他の場合には、市場比較法や割引キャッシュ・フロー法を用いて、公正価値を見積っている。

FVTPLにより測定されない金融商品は、短期の金融資産および金融負債であり、その帳簿価額は公正価値に近似している。

以下および次ページの表は、FVTPLにより測定されない金融商品の公正価値を示し、それぞれの公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベル別の内訳を示している。

2026年３月31日現在	レベル１ （ランド）	レベル２ （ランド）	レベル３ （ランド）	合計 （ランド）
資産				
現金および現金同等物	516,112,757	－	－	516,112,757
発行済資本受益証券に係る未収入金	－	31,278,028	－	31,278,028
その他債権	－	2,916,820	－	2,916,820
	516,112,757	**34,194,848**	**－**	**550,307,605**
負債				
購入した投資に係る未払金	－	13,306,897	－	13,306,897
買戻資本受益証券に係る未払金	－	6,935,080	－	6,935,080
その他債務	－	5,888,100	－	5,888,100
	－	**26,130,077**	－	**26,130,077**

2025年３月31日現在	レベル１ （ランド）	レベル２ （ランド）	レベル３ （ランド）	合計 （ランド）
資産				
現金および現金同等物	559,000,000	－	－	559,000,000
発行済資本受益証券に係る未収入金	－	11,841,488	－	11,841,488
その他債権	－	5,413,387	－	5,413,387
	559,000,000	**17,254,875**	－	**576,254,875**
負債				
副保管銀行に対する未払金	2,444,270	－	－	2,444,270
買戻資本受益証券に係る未払金	－	7,098,698	－	7,098,698
その他債務	－	6,567,309	－	6,567,309
	2,444,270	**13,666,007**	－	**16,110,277**

11．現金および現金同等物／副保管銀行に対する未払金

現金および現金同等物は、BBHで保有している満期まで３か月以内の保管銀行の預金および現金516,112,757ランド（2025年：559,000,000ランド）から構成されている。

副保管銀行に対する未払金は2026年３月31日時点ではゼロ（2025年：2,444,270ランド）で、満期まで３か月以内のBBHからの当座借越から構成されている。

12．その他債権

	2026年 （ランド）	2025年 （ランド）
未収銀行利息	345	11,246
預金（期間３か月以下）	2,916,475	5,402,141
	2,916,820	**5,413,387**

13．その他債務

	注記	2026年 （ランド）	2025年 （ランド）
未払報酬	16	5,636,180	6,261,331
未払分配金		251,920	305,978
		5,888,100	**6,567,309**

14. 資本受益証券

	受益証券数	資本受益証券 (ランド)
2025年４月１日現在残高	164,099,111,301	1,640,991,114
発行済資本受益証券	283,292,277,083	2,832,922,771
買戻資本受益証券	(287,507,232,846)	(2,875,072,329)
2026年３月31日現在残高	**159,884,155,538**	**1,598,841,556**
2024年４月１日現在残高	154,415,730,998	1,544,157,321
発行済資本受益証券	201,862,921,165	2,018,629,212
買戻資本受益証券	(192,179,540,862)	(1,921,795,419)
2025年３月31日現在残高	**164,099,111,301**	**1,640,991,114**

受益証券は、ランド建受益証券１クラスのみが発行されている。受益証券は、適用される購入価格により任意の取引日に申込可能である。当ファンドは、各受益者の選択により償還可能な資本受益証券を発行しているが、当該受益証券はIAS第32号に基づいて資本に分類されている。買戻可能受益証券は、当ファンドの純資産価額に応じた現金を対価として、各取引日において、ファンドによる買戻しが可能である。買戻可能な受益証券の帳簿価額は、財政状態計算書日時点において受益者が当ファンドに対して受益証券の買戻を求める権利を行使した場合支払われる買戻価格である。

資本受益証券は、関連する取引日の午前８時（ダブリン時間）までに、または管理会社が設定したその他の期限までに買戻通知を提出することを条件として、毎日償還可能である。買戻通知が遅れた場合、買戻請求は次の取引日まで持ち越され、受益証券は当該取引日に適用される買戻価格により償還される。

当ファンドは、資本受益証券を当ファンドの資本とみなしている。資本運用の目的は、注記１に記載された投資目的である。当ファンドは、外部から課せられる規制資本要件の対象とはなっていない。当ファンドが発行した受益証券のうち、楽天証券が18%（2025年：19%）を所有し、SBI証券が63%（2025年：62%）を所有する。

15. FVTPLにより測定される金融資産に係る純利益

	2026年 (ランド)	2025年 (ランド)
金融資産および金融負債		
投資による実現純利益	35,224	12,889
	35,224	**12,889**

16. 報酬および費用

受託会社報酬

受託会社は、当ファンドの資産の中から、年間170,000ランドの固定報酬を受取るが、当該報酬は、毎日発生し、四半期毎に後払いにより支払われる。

受託会社は、外部現金口座について、当ファンドの資産から14,000ランドの口座開設報酬も受取る。さらに受託会社は、当ファンドに関連して課されたまたは合理的な理由により発生した、政府または類似機関の手数料、料金、税金および賦課金、ならびに全ての合理的な立替費用を当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。また、受託会社は、受託会社および管理会社との間で当ファンドの終了の合意がなされた場合の解約手数料を受領する権利を有する。

管理事務代行会社報酬および保管報酬

管理事務代行会社は以下の料率により当ファンドの資産から管理事務代行会社報酬を受取る。

1．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド以下の部分については年率0.08%
2．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド超2,000,000,000ランド以下の部分については年率0.072%
3．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、2,000,000,000ランド超の部分については年率0.064%

当該報酬は、当ファンドの管理事務代行サービスの規定に関連して、評価日に基づく日割計算により年間560,000ランドを最低報酬額として四半期毎に後払いで支払われる。また管理事務代行会社は、ファンド年次届出書（FAR）の作成を含むケイマン諸島金融庁（CIMA）への電子届出に対して1,000ユーロの手数料を受取る。管理事務代行会社は、募集要項の改訂、当ファンドに対するサービス提供者の変更、当ファンドの構造の変更および当ファンドの終了等（これらを含むが、これらに限定されない）の場合においても、当ファンドの資産から管理事務代行契約に定める追加報酬を随時受領する権利を有する。

保管銀行は以下の料率により当ファンドの資産から保管報酬を受取る。

1．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド以下の部分については年率0.02％
2．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、1,000,000,000ランド超2,000,000,000ランド以下の部分については年率0.018％
3．各評価日の評価時点において計算された純資産価額のうち、2,000,000,000ランド超の部分については年率0.016％

当該報酬は、当ファンドの保管サービスの規定に関連して、評価日に基づく日割計算により年間140,000ランドを最低報酬額として毎月後払いで支払われる。さらに、すべての合理的な立替費用は当ファンドから支払われ、これには銀行口座維持手数料、銀行間振込手数料、副保管銀行手数料、電話料金、レター・クーリエ便料金、ファクシミリ料金および印刷費用を含むが、これらには限定されない。

管理会社報酬

管理会社は、当ファンドの資産から、当ファンドの純資産価額の年率0.05％を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、管理会社は、管理会社が提供するサービスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

投資運用会社報酬

投資運用会社は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.40％を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。また、投資運用会社は、投資運用会社が提供するサービスに関連して合理的に発生する立替費用について、当ファンドの資産から払戻を受ける権利を有する。

販売会社報酬

販売会社は、当ファンドの資産から、各販売会社が獲得した申込者の受益証券に帰属する純資産価額の年率0.40％を上限とする報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

代行協会員報酬

代行協会員は、当ファンドの資産から、純資産価額の年率0.10％を上限とした報酬（毎日発生し、四半期毎に後払いで支払われる。）を受取る。

その他の報酬および費用

当ファンドに帰属する追加報酬および費用（監査報酬、法務費用、コンサルタント報酬、取引手数料、広告費用、印刷費用およびその他の継続的な立替報酬および費用を含むが、当該報酬および費用に限定されない。）についても、当ファンドの資産から支払われる。また、当ファンドは、該当する税金についても負担する。

未払報酬は以下の通りである。

	2026年 (ランド)	2025年 (ランド)
受託会社報酬	41,910	41,911
管理事務代行会社報酬および保管報酬	536,438	542,483
管理会社報酬	192,994	197,090
投資運用会社報酬	1,543,892	1,587,921
販売会社報酬	1,544,049	1,591,814
代行協会員報酬	385,815	397,787
その他の報酬および費用	1,391,082	1,902,325
	5,636,180	**6,261,331**

17．関連当事者間取引

財務上または業務上の決定を行う際に、ある当事者が他の当事者を支配する能力、または他の当事者に対して重要な影響力を行使する能力を有している場合、これらは関連当事者であるとみなされる。共通支配下にあるため、受託会社、管理事務代行会社および保管銀行は全て関連がある。受託会社、管理会社、投資運用会社、保管銀行および関連会社は、当ファンドと関連があるとみなされる。当事業年度における関連当事者間で発生した報酬は、包括利益計算書において開示されている。当事業年度における関連当事者に対する支払債務の金額は、注記16において開示されている。当ファンドが発行した受益証券のうち、楽天証券が18%（2025年：19%）を所有し、SBI証券が63%（2025年：62%）を所有する。2026年３月31日および2025年３月31日現在、当ファンドには従業員がいない。

18．分配金

2026年３月31日に終了した事業年度に受益者に対し宣言された分配金は、99,433,595ランド（2025年：109,676,499ランド）であった。2026年３月31日に終了した事業年度に再投資された分配金は、76,551,479ランド（2025年：86,060,386ランド）であった。

19．純資産価額の推移

	2026年	2025年
財務書類における純資産価額	（ランド）1,598,842,275	（ランド）1,640,992,487
財務書類における発行済 資本受益証券数	159,884,155,538	164,099,111,301
財務書類における資本受益証券 １口当たり純資産価額	（ランド）0.01	（ランド）0.01

20．偶発事象、契約債務および訴訟

2026年３月31日および2025年３月31日現在、偶発事象、契約債務および訴訟はない。

21. 後発事象

期末日以降2026年８月27日までに、受益者は当ファンドに対して1,680,537,628ランドの申込を行い、当ファンドから1,815,619,767ランドの償還を受けた。

その他、財務書類上開示または修正が必要な後発事象はない。

（３）投資有価証券明細表等

南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド

（ホライズン・トラストのシリーズ・トラスト）

投資明細表（未監査）

2026年３月31日現在

	保有額面	公正価値（ランド）	純資産比率
譲渡性預金			
南アフリカ			
Absa Bank 9.39% 17-Apr-26	36,000,000	36,042,402	2.25
Absa Bank 7.177% 08-May-26	123,000,000	123,063,381	7.70
Nedbank 7.575% 22-Apr-26	41,000,000	41,000,000	2.56
Nedbank 7.217% 11-May-26	13,000,000	13,005,889	0.81
Nedbank 7.497% 11-May-26	21,000,000	21,010,876	1.32
Nedbank 7.942% 13-May-26	43,000,000	43,000,000	2.69
Nedbank 7.8% 12-Jun-26	8,000,000	8,000,000	0.50
Nedbank 7.8% 12-Jun-26	7,000,000	7,000,000	0.44
Nedbank 7.775% 02-Jul-26	31,000,000	31,000,000	1.94
Nedbank 7.758% 19-Aug-26	17,000,000	17,000,000	1.06
Nedbank 7.192% 08-Sep-26	49,000,000	49,000,000	3.07
Standard Bank of South Africa 9.48% 24-Apr-26	50,000,000	50,080,511	3.13
Standard Bank of South Africa 7.092% 04-May-26	145,000,000	145,000,000	9.07
譲渡性預金合計		**584,203,059**	**36.54**
変動利付譲渡可能預金証書			
南アフリカ			
Growth Point Properties FRN 18-Apr-26	43,000,000	43,021,294	2.69
Growth Point Properties FRN 22-Apr-26	8,000,000	8,005,785	0.50
Investec Bank FRN 08-May-26	55,000,000	55,066,550	3.44
Investec Bank FRN 20-May-26	67,000,000	67,098,856	4.20
Nedbank FRN 03-Aug-26	20,000,000	20,000,000	1.25
		193,192,485	**12.08**

	保有額面	公正価値（ランド）	純資産比率
割引債			
南アフリカ			
South African T Bill 0% 01-Apr-26	35,600,000	35,600,000	2.23
South African T Bill 0% 08-Apr-26	17,500,000	17,476,095	1.09
South African T Bill 0% 15-Apr-26	140,200,000	139,826,766	8.75
South African T Bill 0% 29-Apr-26	51,200,000	50,923,167	3.19
South African T Bill 0% 06-May-26	16,800,000	16,686,469	1.04
South African T Bill 0% 10-Jun-26	16,000,000	15,787,293	0.99
South African T Bill 0% 12-Aug-26	3,900,000	3,804,053	0.24
South African T Bill 0% 16-Sep-26	6,600,000	6,385,110	0.40
割引債合計		**286,488,953**	**17.93**
利息債権		**10,780,250**	**0.67**
FVTPLにより測定される金融資産		**1,074,664,747**	**67.22**
預金（期間３か月以下）			
南アフリカ			
コール勘定Nedbank 32日前通知	110,000,000	110,000,000	6.88
コール勘定Shinsei Absa Bank	95,000,000	95,000,000	5.94
コール勘定Shinsei Citibank	275,000,000	275,000,000	17.20
コール勘定Shinsei Firstrand Bank	13,000,000	13,000,000	0.81
コール勘定Shinsei Standard Bank	21,000,000	21,000,000	1.32
預金合計（期間３か月以下）		**514,000,000**	**32.15**

Ⅳ．お知らせ

該当事項はありません。